

塩尻総合学科新校施設整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル

参加表明書提出書類に係る質問・回答

長野県教育委員会事務局
高校教育課高校再編推進室

No.	質問内容	回答
1	参加者の資格要件（２）配置技術者の前・元所属における実績を前・元所属の責任者に当該実績を証明してもらう場合に、参考様式（P別－37）を使用しないで、独自の様式（作品名、従事した役割、責任者の署名を記載）を使用してよいか。	「設計業務に関する実績について」及び「工事監理業務に関する実績について」に記載する事項と同等の内容が確認でき、かつ、前・元所属の責任者の署名がある場合は、独自様式を使用して差し支えありません。 なお、署名者には参考様式の記載の趣旨をご理解頂いたうえで記載頂くよう依頼してください。
2	プロポーザル実施要項（別冊）P45に記載の「サ、シ、ス、セ」の項目について、従業員やアルバイト等の雇用がない場合は提出しなくても良いと考えてよいか。	該当しない場合、添付不要です。
3	①プロポーザル実施要領p.5管理技術者（統括）の（ウ）について、海外での実績は含まれるか。 ②また、公共性の高いオープンギャラリーを有するオフィスの設計業務及び工事監理業務の実績は該当するか。	① 海外における実績についても、実施要領に定める次の要件を満たす場合は、実績に含めることができます。 ・公共性を有する建築物であること ・延べ面積3,000㎡以上であること ・新築、増築又は改築に係る設計業務及び工事監理業務の実績であること ・基本設計、実施設計及び工事監理を、管理技術者（統括）又は担当技術者（建築意匠）として行ったものであること ② オフィスについては、オープンギャラリーを有することのみをもって直ちに該当するものではありません。建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する部分がある場合は、当該部分の用途及び規定以上の面積により判断します。
4	別-9に記載がある建築(意匠)主任担当技術者の(2)イ(カ)の延面積1,000㎡以上は1棟あたりの面積ではないと考えてよいか。	1 棟あたりの面積です。 ※実施要領Ⅳ 1 (2)イ(ウ)において、「公共性を有する建築物（建築基準法別表第 1 （一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）で延べ面積（建築物 1 棟あたりの面積とし、増築又は改築にあってはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。(カ)において同じ。） 」としているためです。
5	別-10に記載がある「2006年4月1日から公告日の前日までに完了した次のいずれかの設計業務の実績を証する書類」について、実績を証明する書類として、下記のいずれかで満足できるか。必須の書類があるか。 ・業務契約書の写し ・審査機関の審印がある確認申請書の写し ・共同体の協定書	実績を証する書類として特定の書類を必須とはしていません。業務契約書の写し、確認申請書の写し、共同体協定書等の提出は可能ですが、提出書類により参加資格要件への適合が確認できる必要があります。確認できない場合は追加資料の提出を求めることがあります。
6	参加資格の証明に際し、法人の設計業務の実績を証明する書類として、契約書の写し（業務名、法人名称、規模（延床面積））を、実績を証する書類とすることができると理解してよいか。その他、確認申請書や検査済証の写しの提出を要するか。	法人の設計業務実績を証する書類として、業務契約書の写しを提出することは可能です。ただし、提出書類により、実施要領に定める設計業務の内容、建築物の用途及び規模、元請として行ったこと並びに業務の完了時期等が確認できる必要があります。業務契約書の写しのみで必要事項が確認できない場合は、確認申請書、検査済証、仕様書その他の補足資料を提出してください。なお、確認申請書又は検査済証の写しを一律に必須とするものではありません。

塩尻総合学科新校施設整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル

参加表明書提出書類に係る質問・回答

長野県教育委員会事務局
高校教育課高校再編推進室

No.	質問内容	回答
7	参加資格の証明に際し、前所属における実績を証明する書類として、参考様式(P別-37)と併せて、当該実績が掲載された雑誌の写し（担当者名の記載があり、延床面積の記載があるもの）を、実績を証する書類とすることができるかと理解してよいか。	参考様式（P別－37）により前・元所属の責任者が当該実績を証明し、これに加えて、雑誌記事等により建築物の用途、規模及び当該技術者の業務上の立場等が確認できる場合は、実績を証する書類として提出いただいて差し支えありません。
8	参加表明書の4 その他の主要な配置予定技術者には、建築（意匠）に関与する主要な技術者を記入するとの記載があるが、構造、機械設備、電気設備、積算、外構等に関わる技術者もこの欄に記載する必要があるとの理解でよいか。	参加表明書の「4 その他の主要な配置予定技術者」は、実施要領Ⅳ－1(2)で配置を求める技術者以外で、建築（意匠）に関与する主要な技術者について、あくまで任意に記載いただく欄です。構造、機械設備、電気設備、積算、外構等に関わる技術者を記載しても差し支えありませんが、これらの技術者の記載を必須とするものではありません。
9	Ⅳ-1(2)イ(エ)について、法人の代表者のため、社会保険被保険者証など雇用を証明する書類が発行できない場合は、事務所登録通知書等での記載情報（開設者氏名）等にて代替してもよいか。	法人の代表者等であるため、社会保険被保険者証等により参加者との関係を証明できない場合は、建築士事務所登録通知書、建築士事務所登録証明書、登記事項証明書その他の書類により、参加者との関係が確認できれば差し支えありません。
10	Ⅳ-1(2)イ(カ)について、設計業務の実績を証する書類として、PUBDISを提出することは可能か。	PUBDISを実績を証する書類として提出することは可能です。ただし、PUBDISの記載内容により、実施要領に定める設計業務の内容、建築物の用途及び規模、業務の完了時期並びに当該技術者の業務上の立場等が確認できる必要があります。必要事項が確認できない場合は、契約書、確認申請書その他の補足資料を提出してください。
11	協力事務所の重複は可能か。	本プロポーザルの主たる参加者である組織に所属する場合は、他の参加者との重複は認められませんが、協力事務所としての重複は可能です。
12	8/30(日)の現地説明日以外に学校から許可をいただいた上で見学することは可能か。	現地説明日以外の個別の見学は認めません。現地の状況については、現地説明会又は県が提供する資料により確認してください。なお、学校への直接の問合せは行わないでください。
13	既存図の提供はあるか。	既存図面の提供は契約後とします。
14	1次審査時点での協力事務所の追加は可能か。	一次審査書類の提出時に協力事務所を追加することは可能です。ただし、参加表明書に記載した共同企業体の構成員、管理技術者（統括）及び建築（意匠）主任担当技術者を変更することはできません。追加する協力事務所及びその担当業務については、一次審査書類に明記してください。
15	「共同企業体協定書第8条に基づく協定書」のフォーマットにて、分担業務額が金額となっているが、JV内で合意が取れていれば割合での記載でもよいか。また、これらは協定書を含めて参考様式と考えてよいか。	分担業務額が未定の場合は、金額に代えて、各構成員の分担割合又は出資比率が分かるように記載してください。また、共同企業体協定書等は参考様式ですが、共同企業体の構成、代表構成員、各構成員の分担業務、責任関係その他の必要事項が確認できる内容としてください。

塩尻総合学科新校施設整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル

参加表明書提出書類に係る質問・回答

長野県教育委員会事務局
 高校教育課高校再編推進室

No.	質問内容	回答
16	実施要領(別冊)3ページに記載のある、下記の書類は具体的にどのような書類を提出すればよいか。 ・Ⅳ-1(1)ウの設計業務の実績を証明する書類 ・Ⅳ-1(2)ア(ウ)、Ⅳ-1(2)イ(ウ)の設計及び工事監理業務の実績を証明する書類 ・Ⅳ-1(2)ア(カ)、Ⅳ-1(2)イ(カ)の設計及び工事監理業務の実績を証明する書類	実績を証明する書類として特定の書類を指定していません。提出書類により、実施要領に定める参加資格要件への適合が確認できる必要があります。例えば、次のような書類が該当します。 ・業務委託契約書の写し ・業務委託仕様書の写し ・業務の完了検査結果通知書の写し ・建築士法第24条の7に基づく重要事項説明書の写し ・確認済証、完了検査済証の写し ・工事監理業務委託契約書の写し ・業務の完了検査結果通知書の写し ・管理技術者選任通知書又は技術者一覧表の写し ・雑誌掲載記事等の写し
17	実施要領5ページ(2)配置技術者、イ共同企業体参加者の場合、区分(ウ)について、前職の実績も可能か。可能な場合、証明する書類は具体的にどのような書類を提出すればよいか。	前・元所属における実績を含めることができます。前・元所属における実績を証明する書類としては、参考様式（P別－37）による証明書類のほか、実績の内容及び業務上の立場等が確認できる資料を提出してください。
18	実施要領5、6ページに記載のあるⅣ-1(2)ア(ウ)、Ⅳ-1(2)イ(ウ) について、「管理技術者(統括)もしくは担当技術者(建築意匠)として行ったもの」とあるので、主任技術者(建築意匠)ではなく担当技術者(建築意匠)として行ったものも実績として認められると考えて間違いはないか。	貴見のとおりです。 担当技術者の実績は、当該業務において中心的な役割を担い、主体的に従事した業務を対象としてご記載ください。